

ヘルメット着用 努力義務化！



～全ての自転車利用者が着用へ～

道路交通法の一部改正により、令和5年(2023年)4月1日から全ての自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。

自転車の交通事故では頭部への衝撃が致命傷となること
が多く、自らの命を守るために、子どもだけでなく大人も自転車を利用するときは忘れずにヘルメットを着用しましょう！



大分県内では2018年からの5年間に自転車の事故で
17人が亡くなり、いずれもヘルメットを着用していませんでした。

交通事故にあわない、起こさないために・・・

自転車安全利用五則

を守りましょう

1

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

2

交差点では信号と一時停止を守って安全確認

3

夜間はライトを点灯

4

飲酒運転は禁止

5

ヘルメットを着用



自転車も正しいマナーと思いやり運転をお願いします

